

事 業 主 様

神奈川県プラスチック事業健康保険組合
理 事 長 飯 高 章 裕
(公印省略)

保険料率及び任意継続被保険者の標準報酬月額について

平素より当健康保険組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、第 98 回 組合会において保険料率の変更が議決されましたので、
令和 3 年度 の保険料率等についてお知らせいたします。

一般保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	4.9205 %	4.9240 %
	被保険者	4.9205 %	4.9240 %
	計	9.8410 %	9.8480 %
実施年月日		令和2年3月1日	令和3年3月1日

調整保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	0.0595 %	0.0560 %
	被保険者	0.0595 %	0.0560 %
	計	0.1190 %	0.1120 %
実施年月日		令和2年3月1日	令和3年3月1日

合計保険料率		変更前	変更後
※合計保険料の変更なし		9.960 %	9.960 %

<参考>

介護保険料率		令和 3 年度
負担割合	事業主	0.850 %
	被保険者	0.850 %
	計	1.700 %
実施年月日		平成 2 6 年 3 月 1 日

※令和3年度の介護保険料率
については、令和2年度と
変更ありません。

◎ 特定保険料率、基本保険料率について

一般保険料率 (9.848 %)のうち、 5.761 %は、加入者の皆様の医療費に充てられる
基本保険料となり、 4.087 %は、前期高齢者・後期高齢者医療制度等への支援金に
充てられる特定保険料となります。

調整保険料は健康保険組合連合会の見直しにより、 0.007 %引き下げとなりましたが、
その引下げ分は一般保険料を同率上げる措置をとり、合計保険料率では前年どおりです。

◎ 介護保険料については、変更ありません。

◎ 令和3年3月分保険料 (令和 3 年 4 月 末 納 付 分) から変更となります。ただし、任意継続
被保険者については、令 和 3 年 4 月 1 日 からの適用となります。

◎ 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、3 2 万円になります。

資格喪失時の月額が 3 2 万円以上の被保険者は、月額を 3 2 万円と決定し、3 2 万円未満の
被保険者は、資格喪失時の月額を適用します。(前年度と変更ありません。)